

住民異動の手続きはお早めに

～入学、就職、転勤などで引っ越しされる方は住民異動の手続きが必要になります～

◆住民異動届の届出人は

本人または同じ世帯の方となります。代理人が届け出する場合は「委任状」が必要です。

※同じ住所であっても「世帯分離」している方は別世帯のため「委任状」が必要となります。

◆届け出に必要な書類

届出人の顔写真付きの本人確認書類(個人番号カード(マイナンバーカード)、運転免許証、パスポートなど官公署で発行されたもの)が必要です。

◆受付時間

月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)までの午前8時30分から午後5時15分までです。

※毎週水曜日の窓口延長時間や第3日曜日の開庁日には受け付けていませんのでご注意ください。



こんなとき	手続きに必要なもの	届け出の期限
転入したとき	<ul style="list-style-type: none"> ●本人確認書類 ●印鑑 ●転出証明書(前住所地で交付) ●国民年金手帳 ●後期高齢者医療負担区分等証明書または広域内異動連絡票(前住所地で交付) ●介護保険受給者資格証明書(前住所地で交付) ●身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 ●小・中学生の子どもがいる場合は、在学証明書(前学校で交付) ●個人番号カード(マイナンバーカード)(カードの交付を受けている方のみ) ●住民基本台帳カード(カードの交付を受けている方のみ) 	転入した日から <u>14日</u> 以内
転出するとき	<ul style="list-style-type: none"> ●本人確認書類 ●印鑑 ●印鑑登録証(印鑑登録している方のみ) ●国民健康保険被保険者証 ●国民健康保険高齢受給者証(70歳以上の方) ●後期高齢者医療被保険者証 ●子ども医療受給者証 ●ひとり親家庭医療受給者証 ●介護保険被保険者証 ●重度心身障害者医療費受給者証 ●個人番号カード(マイナンバーカード)(カードの交付を受けている方のみ) ●防災ラジオ(世帯全員が転出する場合のみ) 	転出する <u>14日</u> 前から 転出した日から <u>14日</u> 以内
町内で住所を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> ●本人確認書類 ●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●国民健康保険高齢受給者証(70歳以上の方) ●国民年金手帳 ●後期高齢者医療被保険者証 ●子ども医療受給者証 ●ひとり親家庭医療受給者証 ●介護保険被保険者証 ●身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 ●重度心身障害者医療費受給者証 ●個人番号カード(マイナンバーカード)(カードの交付を受けている方のみ) ●住民基本台帳カード(カードの交付を受けている方のみ) ●防災ラジオ(転居先により、設定の変更が必要となる場合があります) 	転居した日から <u>14日</u> 以内
世帯主が変わったとき	<ul style="list-style-type: none"> ●本人確認書類 ●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●国民健康保険高齢受給者証(70歳以上の方) 	変更した日から <u>14日</u> 以内

問 町民生活課 ☎ 72-6933